

＝春日井市制75周年記念事業＝

春日井市プレミアム付商品券・建設券発行事業

はっぴーサボテン建設券・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券 実施要項

I. はっぴーサボテン建設券・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券の概要

1. 実施目的

平成30年度、市制75周年を記念してはっぴーサボテン建設券・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券を発行します。これにより、市内の個人消費を喚起し、新たな建設工事の需要を創出するとともに市内建設業をはじめとする春日井市全体の経済の活性化を図ります。

2. 事業名称

春日井市プレミアム付商品券・建設券発行事業

3. 券名

はっぴーサボテン建設券（以下、建設券という）

はっぴーサボテン建設プレミアム商品券（以下、併用券という）

※併用券は、建設券取扱事業所ならびに「はっぴーサボテン商品券」取扱店の全店で利用できます。

4. 実施主体

春日井市プレミアム付商品券・建設券発行事業実行委員会（建設券分科会）

5. 事業の概略

発行総額 発行セット数	4億4,000万円（販売価格4億円＋プレミアム10%） 8,000セット
販売金額	50,000円
発行額面	55,000円 セット内容 50,000円1枚（建設券） 5,000円1枚（併用券）
購入上限	1世帯20セット（購入額100万円、額面合計110万円）まで
申込方法 受付期間	<p>建設券取扱事業所が購入希望者に代わり、申込書に工事見積書(写)などの工事金額のわかるものを添えて春日井商工会議所へお申込みください。</p> <p>【第1次受付（事前予約制）】 平成30年6月15日（金）～6月25日（月）</p> <p>(1) お申込み多数により発行額を超えた場合は、申込枚数の多い世帯から減数を行い、<u>全ての申込者が購入できるように枚数調整を実施</u>します。（購入枚数はご希望に添えない場合があります。ご了承ください。）</p> <p>(2) 7月下旬の購入枚数を記載した「引換券」の郵送をもって、申込完了となります。</p> <p>※第1次受付で発行上限に達した場合は、販売終了とし、第2次受付は行いません。</p> <p>【第2次受付（先着順）】 平成30年7月23日（月）～11月30日（金）</p>

II. 建設券・併用券の取扱いについて

1. 建設券・併用券利用者について

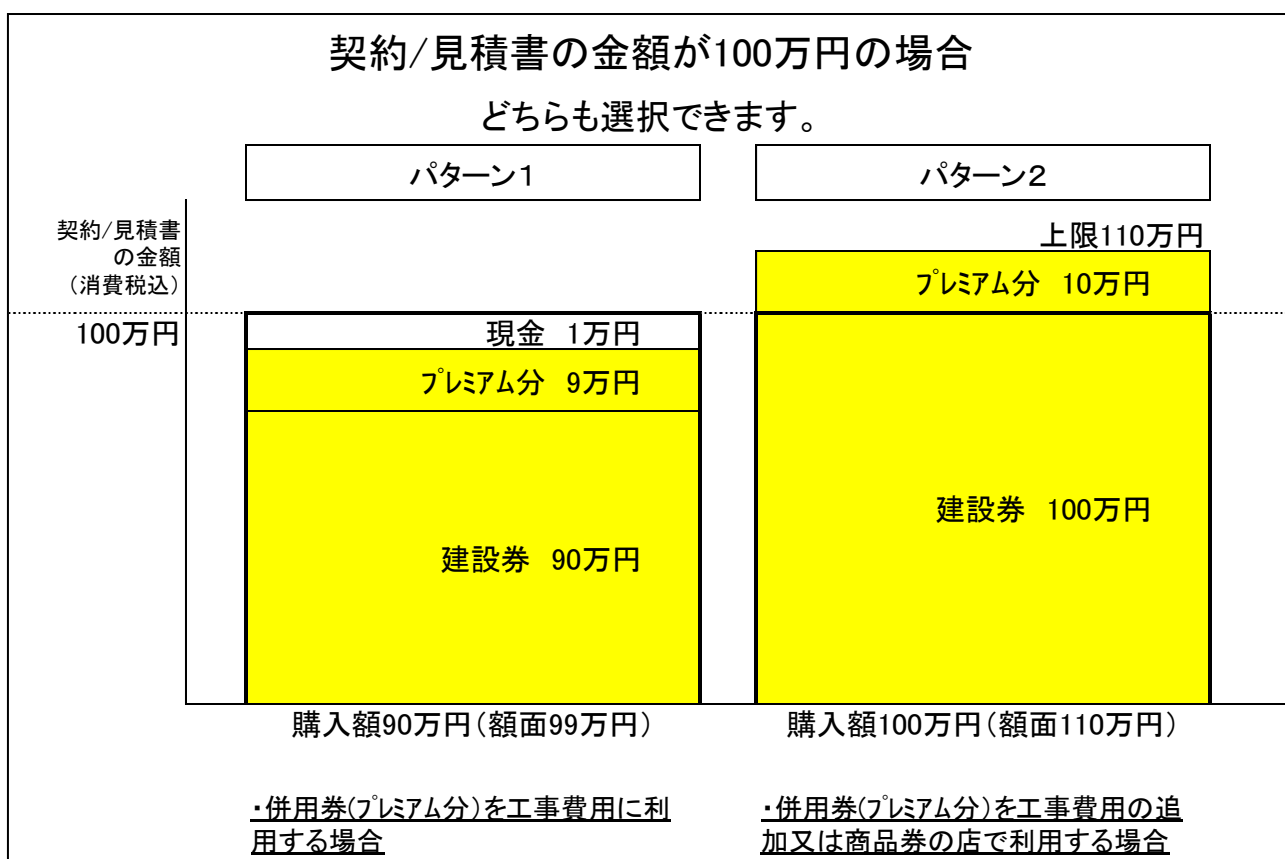
(1) 利用者

春日井市内において、自己が居住する専用住宅、又は自己が専有する敷地内の工事を、春日井市内の建設券取扱事業所に発注する春日井市民。なお、春日井市民以外の方、事業者の方は購入及び利用ができません。

(2) 利用者の購入枚数、制限

1世帯20セット（購入額100万円、額面合計110万円）までとします。

※共同住宅や二世帯住宅などの場合、工事契約・登記などが個別の世帯主名義である場合のみ、共有者ごとに建設券・併用券を購入できます。



2. 建設券・併用券取扱事業所について

(1) 参加資格

春日井市内に本社、支社、営業所などを有する事業所で、春日井市税を滞納していないこと。なお、申込者と事業所が同一の場合（法人企業の代表者、役員を含む）は、建設券・併用券を利用できません。

【注意事項】

- ①参加できる事業所の対象業種は、当該実施要項の「はっぴーサボテン建設券・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券が使用できる業種」のとおりです。
- ②春日井商工会議所の会員であっても、春日井市内に事業所のない方は参加できません。

(2) 登録料

春日井商工会議所会員事業所：無料

春日井商工会議所非会員事業所：25,000円

(3) 申込方法

所定の取扱事業所申込書に必要事項をご記入の上、下記の必要書類と登録料を添えて春日井商工会議所までご持参ください。

① 取扱事業所申込書

② 市税の滞納がないことの証明書（春日井市役所 財政部収納課で入手してください。1件300円 電話85-6117）

③ 登録料（会議所非会員のみ）

※1. 会議所会員の方は①はメールでも受付けいたします。②については持参又は郵送ください。

※2. FAXによる受付はいたしません。また、提出書類に不備のある場合は受付できません。

(4) 申込期間

平成30年3月22日（木）～11月30日（金）午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除きます。）

※平成30年4月13日（金）までにお申込みされた事業所につきましては、春日井市広報6月1日号及び春日井 地域みっちゃく生活情報誌「月刊はるる」6月号にて名簿一覧を掲載予定です。

(5) 取扱制限

第1次受付のみ、1社あたりの取扱数上限を200セット（額面1,100万円分）までとします。第2次受付以降、上記取扱制限はありません。

(6) 取扱事業所の表示

取扱事業所を示すポスターなどを事業所に掲示していただきますようお願いいたします。

3. 建設券・併用券の申込について

申込は取扱事業所が行います。

(1) 申込方法

建設券・併用券の購入希望者が、取扱事業所に工事の内容などを相談し、取扱事業所が購入希望者に代わり、申込書に工事見積書（写）などの工事金額のわかるものを添えて春日井商工会議所へお申込みください。（FAX、郵送による受付は不可とし、申込書類は返却いたしません。なお、書類に不備がある場合は受付できません。）

※建設券・併用券購入希望者は、直接春日井商工会議所へ申込することはできません。

(2) 申込受付開始

【第1次受付（事前予約制）】

平成30年6月15日（金）～6月25日（月）午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除きます。）

場所：春日井商工会議所

① 申込み多数により発行額を超えた場合は、申込枚数の多い世帯から減数を行い、全ての申込者が購入できるように枚数調整を実施します。（購入枚数はご希望

に添えない場合があります。ご了承ください。)

② 7月下旬の購入枚数を記載した「引換券」の郵送をもって、申込完了となります。

※第1次受付で発行上限に達した場合は、販売終了とし、第2次受付は行いません。

【第2次受付（先着順）】

平成30年7月23日（月）～11月30日（金）午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除きます。）

場所：春日井商工会議所

① 第1次受付で余剰があった場合のみ、第2次受付を実施します。第2次受付では減数調整は行わず、先着順となります。「引換券」の郵送をもって、申込完了となります。

※発行予定枚数に達した時点で販売終了となります。

※お申込みは、第1次受付、第2次受付を通じて一世帯1回限りとさせていただきます。

(3) 必要書類

取扱事業所が下記書類を春日井商工会議所へ提出してください。

① 取扱事業所証（提示のみ）

② 所定の建設券・併用券購入申込書

③ 該当工事の見積書又は発注契約書（写）などの工事金額及び工事内容のわかるもの

4. 建設券・併用券の引換について

引換は購入希望者が行います。

(1) 引換券

取扱事業所からの提出書類を確認の上、購入希望者に引換券を直接郵送します。その後、購入希望者が引換券と代金又は金融機関の振込依頼票控を持参し、建設券・併用券と引換えます。

(2) 引換期間

平成30年7月23日（月）～11月30日（金）午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除きます。）

(3) 引換場所

場所：春日井商工会議所

(4) 引換に必要な書類など

① 引換券

② 建設券・併用券購入代金又は銀行振込の場合、金融機関の振込依頼票控

③ 本人（代理の場合は代理人）確認ができる身分証明書（運転免許証など）

※1. 引換券、銀行振込の場合の金融機関の振込依頼票控がない場合は建設券・併用券と引換できません。

※2. 同居の親族、取扱事業所が代理の場合は委任状欄に記入してください。

5. 建設券・併用券の換金について

換金は取扱事業所が行います。

(1) 換金方法

使用済み建設券・併用券を受領した取扱事業所から、春日井商工会議所へ必要書類を提出してください。なお、提出書類に不備のある場合、工事未完了の場合は受付できません。

(2) 換金手数料

1%

※口座振り込みの際、換金手数料を差し引き後の金額を口座へ振込みます。振込手数料は当所負担とします。

※振込日は月2回です。(Q&AのQ22をご覧ください。)

(3) 換金期間

平成30年7月23日(月)～平成31年1月15日(火) 午前9時～午後5時
(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

(4) 建設券・併用券の換金場所

場所：春日井商工会議所

(5) 換金時の必要書類

①取扱事業所証(提示のみ)

②所定の換金請求書

③使用済みの建設券・併用券

④購入者へ発行した領収書(写)又は請求書(写)

⑤所定の工事完了報告書

※④については工事代金総額がわかる領収書(写)又は請求書(写)を準備してください。

※⑤について工事の内容が先に提出した見積書等の内容から変更した場合は、変更した工事内容が分かるよう工事明細書を提出してください。

6. 建設券・併用券の対象となる工事の対象・支払完了期間

工事対象期間 平成30年6月1日(金)～12月31日(月)まで

支払完了日 平成30年12月31日(月)まで

上記期間内に工事を開始し、完了したものが対象となります。

7. 利用制限

(1) 建設券・併用券が利用できる工事の着手開始日前の工事代金の支払いには、建設券・併用券を利用できません。

(2) 工事に附随しない什器備品類のみの購入代金の支払いには建設券を利用できません。

(例：冷暖房など空調機器、照明器具、映像機器など)

(3) 建設券・併用券の利用期間は、平成30年7月23日(月)～12月31日(月)です。

(4) 事業に供するための資産に係る工事代金の支払いに建設券・併用券を利用することはできません。(例：事務所、アパート、マンション、貸ビル、貸店舗、教室など)

(5) 店舗や事務所などと住宅の複合物件の場合は、店舗や事務所などの部分の工事代金の支払いに建設券・併用券を利用することはできません。

(6) 建設券・併用券の対象としている工事内容と、春日井市から補助金を受けて行う工事が同一である場合は、併用できません。

8. 留意事項

- (1) 建設券・併用券の購入申込は第1次受付（事前予約制）、第2次受付（先着順）にて受付し、販売予定枚数に達し次第終了いたします。第1次受付で申込多数の場合は、枚数調整を実施する場合があります。このため、購入申込書に記載した金額通りの枚数を購入できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) 建設券・併用券購入後の払い戻しやつり銭の請求、追加購入については応じませんので、事前に購入希望者と取扱事業所は十分協議し、見積又は発注金額の範囲内でご購入をお願いいたします。なお、施工不備などのトラブルや対象工事の増額、減額、未実施など、やむを得ない事情の場合は事務局へご相談ください。
- (3) 建設券・併用券を購入した方以外の利用及び譲渡、転売などの行為は禁止とし、このような行為が発覚した場合は建設券・併用券の購入を取り消します。
- (4) 建設券・併用券交付前又は交付後、換金時又は換金後に本事業の条件に該当しない場合や不正行為が判明した場合は、建設券・併用券の購入を取り消します。
- (5) 建設業法などの許可が必要であるにも係わらず、許可を持たない建設業者は、取扱事業所として登録できません（政令で定める軽微な建設工事のみ請け負うことを営業とする方は不要です）。
- (6) 建設券を利用して工事施工した住宅等は、リフォーム工事等終了後、5年間は転売することを禁止します。転売した場合は、今回利用した建設券のうち、プレミアム分相当額を返還いただきます。また、後日無作為に調査する場合があります。

9. 購入の利用例

【契約書又は見積書の金額が230,000円の場合】

購入できる券のセット数は（50,000円+5,000円）券×4セット（購入額200,000円）を上限とした購入が可能です。購入者が支払いに利用する際は、建設券ならびに併用券4セット220,000円分と残額として現金10,000円での支払いとなります。

【契約書又は見積書の金額が1,000,000円の場合】

購入できる券のセット数は（50,000円+5,000円）券×20セット（購入額1,000,000円）を上限とした購入が可能です。購入者が支払いに利用する際は、建設券20枚1,000,000円分ですが、残額の併用券100,000円分は（10%）を追加工事に充てることが可能です。また併用券は、商品券取扱店の全店で利用できます。

10. お問い合わせ

建設券に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

事務局

春日井商工会議所 事業推進課 「建設券」係

春日井市鳥居松町5-45

電話（0568）81-4141

FAX（0568）81-3123

はっぴーサボテン建設券・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券が 使用できる業種

1. 土木工事業
総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ）（例：トンネル、橋梁、道路、下水道（本管埋設）、農業用水道工事など）
2. 建築工事業
総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（例：建物の新築、増改築工事、リフォーム工事など）
3. 大工工事業
木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事（例：大工工事、型枠工事、造作工事、木造建築物の補修工事など）
4. 左官工事業
工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維などをこて塗り、吹きつけ、又ははり付ける工事（例：左官、モルタル、モルタル防水、吹付けなど）
5. とび・土工・コンクリート工事業
 - ・足場の組立て、機械器具、建設資材など重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨などの組立て工事（例：とび工、ひき工、足場など仮設、重量物の揚重運搬配置、鉄骨組立て、コンクリートブロック据付けなど）
 - ・くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事（例：くい工、くい打ちなど）
 - ・土砂などの掘削、盛上げ、締固めなどを行う工事（例：土工、掘削、盛土工事など）
 - ・コンクリートにより工作物を築造する工事（例：コンクリート工事、コンクリート打設、コンクリート圧送、プレストレストコンクリート工事など）
 - ・その他基礎的又は準備的工事（例：地すべり防止、外構工事など）
6. 石工事業
石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事（例：石積み（張り）、コンクリートブロック積み（張り）工事など）
7. 屋根工事業
瓦、スレート金属薄板などにより屋根をふく工事（例：屋根ふき工事、屋根断熱工事など）
8. 電気工事業
発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備などを設置する工事（例：発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、照明設備工事など）
9. 管工事業
冷暖房、空気調和、給排水、衛生などのための設備を設置し、又は金属製などの管を使用して水、油、ガス、水蒸気などを送配するための設備を設置する工事（例：冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事（都市ガス・簡易ガス工事を除く）、ダクト工事な

ど)

10. タイル、れんが、ブロック工事業
れんが、コンクリートブロックなどにより工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイルなどを取付け、又ははり付ける工事（例：コンクリートブロック積み(張り)、レンガ積み(張り)、タイル張りなど）
11. 鋼構造物工事業
形鋼、鋼板などの鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事（例：鉄骨、橋梁、鉄塔、石油、ガスなどの貯蔵用タンク設置、屋外広告など）
12. 鉄筋工事業
棒鋼などの鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事（例：鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事など）
13. 舗装工事業
道路などの地盤面をアスファルトコンクリート砂、砂利、碎石などにより舗装する工事（例：アスファルト舗装、コンクリート舗装、ブロック舗装など）
14. しゅんせつ工事業
河川、港湾などの水底を渡溪する工事（例：港湾、河川などのしゅんせつ工事）
15. 板金工事業
金属薄板などを加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製などの附属物を取付ける工事（例：建築板金、板金加工取付け工事など）
16. ガラス工事業
工作物にガラスを加工して取付ける工事（例：ガラス加工取付け工事）
17. 塗装工事業
塗料、塗材などを工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事（例：塗装、溶射、ライニング、布張り仕上、鋼構造物塗装など）
18. 防水工事業
アスファルト、モルタル、シーリング材などによって防水を行う工事（例：アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、塗膜防水、シート防水など）
19. 内装仕上工事業
木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすまなどを用いて建築物の内装仕上げを行う工事（例：インテリア、天井仕上、壁張り、内装間仕切り、床仕上、たたみ、ふすま、防音工事など）
20. 機械器具設置工事業
機械器具の組立てなどにより工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事（例：プラント設備、運搬機械設置、内燃力発電設備、給排気機器設置など）
21. 熱絶縁工事業
工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事（例：冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業などの設備の熱絶縁工事など）

22. 電気通信工事業
有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備、データ通信設備などの電気通信設備を設置する工事（例：有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事など）
23. 造園工事業
整地、樹木の植栽、景石のすえ付けなどにより庭園、緑地などの苑地を築造する工事（例：植栽、地被、景石、地ごしらえ、水景工事、屋上などの緑化工事、雑木伐採、草刈りなど）
24. さく井工事業
さく井機械などを用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置などを行う工事（例：さく井、観測井、還元井、温泉掘削、井戸築造など）
25. 建具工事業
工作物に木製又は金属製の建具などを取付ける工事（例：金属製建具取付け、サッシ取付け、金属製カーテンウォール取付け、シャッター取付けなど）
26. 水道施設工事業
上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水などの施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事（例：取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理設備工事など）
27. 消防施設工事業
火災警報設備、消火設備、避難設備又は消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事（例：屋内消火栓設置、スプリンクラー設置、水噴霧、泡・不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備、屋外消火栓設置など）
28. 清掃施設工事業
し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
29. 上記の設計、申請などを行う業種

※該当しないもの

庭木の管理、機械設備などの保守及び点検修理、溝掃除、除雪、測量、委託管理業務、船舶、自動車などへの作業など

はっぴーサボテン建設券・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券
の購入可能枚数と契約・見積金額の対照表

契約・見積書の金額 (消費税込)	購入 可能枚数	購入金額	建設券の額面 (プレミアム分10%を含む)
50,000 円以上 ～ 100,000 円未満	1 枚まで	50,000 円	55,000 円
100,000 円以上 ～ 150,000 円未満	2 枚まで	100,000 円	110,000 円
150,000 円以上 ～ 200,000 円未満	3 枚まで	150,000 円	165,000 円
200,000 円以上 ～ 250,000 円未満	4 枚まで	200,000 円	220,000 円
250,000 円以上 ～ 300,000 円未満	5 枚まで	250,000 円	275,000 円
300,000 円以上 ～ 350,000 円未満	6 枚まで	300,000 円	330,000 円
350,000 円以上 ～ 400,000 円未満	7 枚まで	350,000 円	385,000 円
400,000 円以上 ～ 450,000 円未満	8 枚まで	400,000 円	440,000 円
450,000 円以上 ～ 500,000 円未満	9 枚まで	450,000 円	495,000 円
500,000 円以上 ～ 550,000 円未満	10 枚まで	500,000 円	550,000 円
550,000 円以上 ～ 600,000 円未満	11 枚まで	550,000 円	605,000 円
600,000 円以上 ～ 650,000 円未満	12 枚まで	600,000 円	660,000 円
650,000 円以上 ～ 700,000 円未満	13 枚まで	650,000 円	715,000 円
700,000 円以上 ～ 750,000 円未満	14 枚まで	700,000 円	770,000 円
750,000 円以上 ～ 800,000 円未満	15 枚まで	750,000 円	825,000 円
800,000 円以上 ～ 850,000 円未満	16 枚まで	800,000 円	880,000 円
850,000 円以上 ～ 900,000 円未満	17 枚まで	850,000 円	935,000 円
900,000 円以上 ～ 950,000 円未満	18 枚まで	900,000 円	990,000 円
950,000 円以上 ～ 1,000,000 円未満	19 枚まで	950,000 円	1,045,000 円
1,000,000 円以上 ～	20 枚まで	1,000,000 円	1,100,000 円

「はっぴーサボテン建設券（以下建設券という）・はっぴーサボテン建設プレミアム商品券（以下併用券という）」 Q&A

Q 1 取扱事業所になるには、どうしたら良いか。春日井商工会議所の会員であれば、自動的に取扱事業所となるか。

この事業は、参加取扱事業所希望をしない事業所もあることから、自動登録ではなく、申込書の提出によって取扱事業所に登録される任意形式となっています。このため、春日井商工会議所の会員であっても自動的に取扱事業所とはなりません。

また、春日井市の補助金が投入されることから春日井市内に事業所のない方は、春日井商工会議所の会員であっても取扱事業所にはなれません。

Q 2 春日井市内で建設業を営んでいるが、現在商工会議所には加入していない。しかし、この建設券事業には参加を希望したいと考えるが、非会員でも取扱事業所になれるか。

春日井市内に本社、支社、営業所などを有する事業所であれば非会員であっても取扱事業所登録は可能です。

但し、会員と非会員では登録料に違いがあります。登録料については、会員事業所は無料ですが、非会員事業所は25,000円必要となります。

Q 3 春日井市の補助金が投入されるのに、商工会議所の会員と非会員で登録料に差があるのは、どのような理由からか。

この事業は春日井市の補助金が投入されており、その利益を享受する者は建設券の購入者となる春日井市民です。また、この事務作業に要する人件費の大半を負担しているのは春日井商工会議所となります。

春日井商工会議所の会員事業所は、通常の年会費を支払われていることにより事務経費は既に相応の負担をされているものと考えられますが、非会員事業所についてはそのような負担はありませんので、取扱事業所登録料に差をつけています。

商工会議所は、会員事業所の皆様のご尽力により成り立っている団体であるため、会員と非会員で区別を設けるのは妥当であると考えます。

Q 4 一般リフォームとして工事を行う場合は、具体的にはどのような範囲が対象となるか。

一般的な住宅リフォームとして行う屋根・壁・内装などの工事や、台所・浴室・トイレなどの設備更新も対象となり、物件の範囲は自己が所有し、居住する一軒家の他、分譲マンション専有部分（共用廊下、ベランダなどを除く居住部分）も含まれます。この他、住宅リフォーム以外にも太陽光発電システム設置工事、造園工事、物置、車庫なども対象となります。

Q 5 工事対象期間の6月1日（金）より前に工事着工している物件は、建設券利用の対象となるか。対象にならない場合、その理由は何か。

建設券申込日前、又は、工事対象期間の6月1日（金）より前に工事を着工している場合は、元々の需要によるものであり、この事業の目的である建設券の発行に

よる市内の消費需要の喚起とは考えられないため、対象といたしません。

ただし、制度が周知された6月1日以降から6月25日までに工事を着工し、かつ、1次受付期間にて申込みの方は、特に事業者への支払等に支障がなければ、対象とします。第2次受付の方は、受付日7月23日以降の工事開始が対象となります。

	対象・対象外	考え方 (▼はお金の支払日)
1	○ 対象	
2	× 対象外 (例外あり)	<p>工事開始後に建設券を申請したものは対象外 (ただし、6/1～6/25までに工事開始し、かつ一次受付期間で申込みの方は対象とする)</p>
3	× 対象外	<p>支払いが使用期限を越えてしまった</p>
4	○ Bのみ対象	<p>発売日前に一部代金を支払った</p>
5	× 対象外	<p>期限内に工事を開始しなかった</p>

Q 6 見積金額よりも実際の支払い金額が下がった場合、購入した券の払い戻しは可能か。

購入済みの建設券については、払い戻しには応じません。建設券購入申込時に、購入者と取扱事業所との間で事前に十分協議し、同意の上、申込をお願いいたします。また、施工不備などのトラブルや対象工事の増額、減額、未実施など、やむを得ない事情の場合は事務局へご相談ください。

Q 7 A社で見積を依頼し建設券の購入申込をしたが、B社で見積を取るとB社の方が安いので、利用する事業所を変更したいが可能か。

建設券の販売対象は事業者ではなく、購入申込者となるため、B社が取扱事業所

になっている場合は変更可能です。購入済みの建設券の差額については、払い戻しには応じませんので、追加工事等でご利用ください。又、施工不備などのトラブルや対象工事の増額、減額、未実施など、やむを得ない事情の場合は事務局へご相談ください。

Q 8 建設券を購入して工事を行ったが、見積書よりも安く済み、建設券が余ってしまった。知人も建設券を購入して工事を行ったが、予定外の工事をする必要があったため、建設券が不足することとなった。この場合、余った建設券を不足している知人に譲渡し、その知人が譲渡した建設券を使用することは可能か。

建設券を購入した方以外への譲渡、転売などの行為は禁止としていますので、使用不可とします。また、取扱事業所が買い取ることもできません。但し、追加工事に利用することができます。また、併用券は、建設券取扱事業所ならびに商品券取扱店の全店で利用できます。

Q 9 春日井市の補助金との併用は可能か。

併用は認められません。建設券の対象としている工事内容と補助金の目的（対象）が同一であり、市費が充当されている補助金は、併用できません。

Q 10 見積金額が1,000,000円で20枚購入し、建設券で工事代金1,000,000円を支払うが、併用券100,000円（10%）を、追加工事に充てることは可能か。

可能です。見積金額（申込み）の時点では1,000,000円の工事であっても併用券100,000円分の追加工事の支払いに充てることが可能です。また併用券は、商品券の取扱店の全店で利用できます。

Q 11 見積金額が230,000円であれば、5枚購入し、275,000円を支払ってもらい、45,000円のつり銭を出すことは可能か。

認められません。【参考資料2】の対照表の通り、5枚購入する場合は、見積金額が250,000円以上となっています。したがって、見積金額が230,000円の場合は利用できる建設券は4枚、220,000円となり、残額の10,000円は現金でお支払いいただくこととなります。

Q 12 建設券の換金手続きは、代表者でなければならないか。

換金手続きの際は、取扱事業所にお渡しする「取扱事業所証」を持参するよう定めていますので、換金手続きは代表者の方でなくても構いませんが、換金手続きに来所された方を原則として責任者の方と判断させていただきます。

Q 13 取扱事業所の条件を設定した理由は何か。

この事業は、春日井市内の建設業の活性化を主目的として春日井市の補助金が投入されていることから、春日井市内に本社、支社、営業所などを有している事業所に取扱事業所登録を限定しています。

なお、春日井市外の事業所は、春日井商工会議所の会員であっても参加対象外としています。

Q 1 4 取扱事業所の代表者本人が、自らの住宅などの建築工事に建設券を利用することは可能か。

この事業は、春日井市内の建設業の活性化を主目的として春日井市の補助金が投入されていることから、施主と請負人が同一の場合は、建設券の対象となりません。又、法人企業の代表者、役員も法人企業と同一とみなされるため対象外となります。なお、取扱事業所の従業員が自らの建築工事を自社に発注する場合は、対象とします。

Q 1 5 建設券の購入申込において、取扱事業所を経由して申し込む方式とした理由は何か。

この事業は、春日井市内の建設業の活性化を主目的としているため、市内事業所が営業手段として活用できること、春日井市民が春日井市内の事業所を利用して消費喚起につながるよう取扱事業所経由としました。

また、工事内容や金額については、購入申込者（工事予定者）にとっては不明確で分かりづらい面があるため、混乱を避けることから事前に購入申込者（工事予定者）と取扱事業所との間で十分協議していただき、工事施工を確約の上、申込受付を行うこととし、より多くの方に購入できることに配慮しました。

Q 1 6 外壁の修繕工事を行う予定の物件が3階建てで、1階が事業に供する店舗、2階と3階が店舗を経営する方の住居である。この場合は建設券の利用対象となるか。

この場合においては、建設券が利用できます。但し、事業に供する1階の部分は建設券の使用対象外ですので、建設券を使用する場合は該当する2階と3階の住居部分のみの見積書などの作成を依頼してください。

Q 1 7 中古・新築住宅（一軒家又はマンションの建売）を購入したいと考えているが、建設券の利用対象となるか。

この事業は、市民生活の住宅環境の改善を図る他、市内建設業の活性化を主目的としているため、建売などの中古・新築住宅を購入するだけでは建設券利用の対象とはなりません。但し、中古・新築住宅（一軒家又はマンションも含む）を購入した後、リフォーム工事を行う場合は建設券利用の対象となります。

なお、マンションの場合は専有部分（共用廊下、ベランダなどを除く居住部分）のみ対象となります。

Q 1 8 二世帯で使えるのは住宅のみか。例えば、門扉、塀の工事代金は親が出して、ガレージ工事代金は子が出す場合は、それぞれで使用可能か。

それぞれで使用可能です。但し、門扉と塀の見積書は親の名義、ガレージ工事代金の見積書は子の名義でそれぞれ作成していただき、お申込ください。

Q 1 9 工事を依頼する予定だった建設業者が倒産してしまった。この場合、業者を変更

することは可能か。また、このことから工事を中止することとなった場合は、購入した建設券を払い戻してもらうことは可能か。

変更先の建設業者が取扱事業所となっている場合は、変更可能です。このため、予定取扱事業所で当該工事が対応できなくなった場合は、別の取扱事業所に変更して下さい。

Q 2 0 工事を依頼した建設業者が工事途中で倒産してしまった。前金分として建設券を渡しているが、建設券相当額を業者から返納してもらうことは可能か。

この場合は、債務不履行という不法行為となるため、商工会議所では対応することはできず、当事者同士の訴訟での返還請求が必要と考えます。

Q 2 1 建設券、併用券による消費税法上の取扱いはどのようになりますか。

建設券、併用券が商品の引渡し（または役務の提供）と引き換えられた時点で消費税の課税が生じます（基通 9-1-22）。

Q 2 2 建設券、併用券の換金請求書を事務局へ提出したあと、いつ振込みされるのか。

換金の振込日は毎月 2 回で、毎月 15 日締切り当月末日払い及び末日締切り翌月 15 日払いとします。締切日が休日の場合は、翌営業日を締めとします。支払日が休日の場合は、前倒しで直近の営業日に振込みます。最終の締切日は 1 月 15 日（火）までとします。

(例) 締切日 9 / 15 (土) → 9 / 18 (火)
締切日 12 / 15 (土) → 12 / 17 (月)
支払日 9 / 30 (日) → 9 / 28 (金)
支払日 12 / 15 (土) → 12 / 14 (金)